

諸外国の性犯罪及び強盗罪等の法定刑に関する資料

罪 名	日本（刑法）	米 国（州法）			イギリス (Sexual Offences Act 2003) (注 4, 5)	フランス（刑法）	ドイツ（刑法）	韓国（刑法）
		ミシガン州（刑法） (注 1)	ニューヨーク州（刑法）	カリフォルニア州（刑法）				
強 姦	3年以上20年以下の懲役 (177条)	○第三級性犯罪（強制又は抑圧等を用いた性的挿入） —0月～11月以上15年以下の拘禁刑（520d条(2)） ○第一級性犯罪（銃器を装備していた場合における性的挿入等） —無期拘禁刑又は有期拘禁刑（1年9月～2年11月以上） (520b条(2)(a))	○第一級強姦罪（強制的強要等による性交）、第一級犯罪的性的行為罪（強制的強要等による口淫又は肛門性交） —5年以上25年以下の拘禁刑（130.35条, 130.50条） ○第三級加重性的虐待罪（強制的強要等による異物挿入） —2年以上7年以下の拘禁刑（130.66条）	○3年, 6年又は8年の拘禁刑（威力, 暴行等による性交, 肛門性交, 口淫, 異物挿入） (264条, 286条, 288a条, 289条)	○レイプ-終身刑が最高刑（1条） ※SG-4年以上19年以下の拘禁刑 ○挿入による暴行-終身刑が最高刑（2条） ※SG-社会奉仕命令又は19年以下	○強姦（性的挿入）罪-10年以上15年以下の拘禁刑（222-23条） ○武器使用等強姦罪-10年以上20年以下の拘禁刑（222-24条5号）	○強姦（性交類似を含む）罪-2年以上15年以下の自由刑（177条2項1号） ○凶器携帯等強姦罪-3年以上15年以下の自由刑（177条3項1号, 2号） ○凶器使用等強姦罪-5年以上15年以下の自由刑（177条4項1号）	○強姦-3年以上30年以下の懲役（297条） ○類似強姦（肛門性交, 口淫, 異物挿入）-2年以上30年以下の懲役（297条の2）
強 盗	5年以上20年以下の懲役 (236条)	○強盗-0月～11月以上15年以下の拘禁刑（530条） ○武器使用等強盗-無期拘禁刑又は有期拘禁刑（1年9月～2年11月以上）（529条）	○第三級強盗罪-1年以上7年以下の拘禁刑（160.05条） ○第二級強盗罪（銃器を示した場合等）-3年6月以上15年以下の拘禁刑（160.10条） ○第一級強盗罪（武装強盗等）-5年以上25年以下の拘禁刑（160.15条）	○3年, 4年又は6年の拘禁刑（住居侵入強盗等）213条(1)(B) ○2年, 3年又は5年の拘禁刑（上記以外の強盗）213条(2)	○強盗罪-終身刑が最高刑（Theft Act1968:8条） ※SG-1年以上12年以下の拘禁刑（注6）	○加重的窃盗罪-5年以下の拘禁刑及び7万5000ユーロの罰金（311-4条1項4号） ○持凶器強盗罪-10年以上20年以下の拘禁刑及び15万ユーロ以下の罰金（311-8条1項）	○強盗罪-1年以上15年以下の自由刑（249条） ○凶器携帯等強盗罪-3年以上15年以下の自由刑（250条1項(a)(b)） ○凶器使用等強盗罪-5年以上15年以下の自由刑（250条2項1号, 2号）	○強盗-3年以上30年以下の懲役（333条）
強姦致傷 (傷害に故意ある場合を含む)	無期又は5年以上20年以下の懲役 (181条2項)	○第一級性犯罪（強制又は抑圧を用いた性的挿入で、被害者に身体傷害を負わせた場合）-無期拘禁刑又は有期拘禁刑（傷害:1年9月～2年11月以上, 後遺症を伴う傷害:2年3月～3年9月以上） (520b条(2)(a))	○捕食的性的暴行罪（第一級強姦罪, 第一級犯罪的性的行為罪又は第一級加重性的虐待罪を犯し, 被害者に重大な身体的傷害を与えた場合）-10年～25年以上無期の拘禁刑（注2）（130.95条） ○第一級加重性的虐待罪（強制的強要等による異物挿入で, 身体傷害を負わせた場合）-5年以上25年以下の拘禁刑（130.70条） ○第二級加重性的虐待罪（強制的強要等による手指挿入で, 身体的傷害を負わせた場合）-3年6月以上15年以下の拘禁刑（130.67条） (参考) ○第一級暴行罪（重罪遂行過程における重傷害）-5年以上25年以下の拘禁刑（120.10条）	○3年, 6年又は8年の拘禁刑（威力, 暴行等による性交, 肛門性交, 口淫, 異物挿入） (264条, 286条, 288a条, 289条） (参考) ○暴行罪（性交, 肛門性交, 口淫, 異物挿入等の過程における傷害をもたらす暴行）-2年, 4年又は6年の拘禁刑（220条(a)(1)）	○レイプ-終身刑が最高刑（2条） ※SG-重傷害:7年以上9年以下の拘禁刑	○加重的強姦罪-10年以上20年以下の拘禁刑（222-24条1号）	○強姦罪-3年以上15年以下の自由刑（177条3項3号-重い健康障害の危険にさらしたとき）	○強姦等傷害・致傷-無期又は5年以上30年以下の懲役（301条）
強盗致傷 (傷害に故意ある場合を含む)	無期又は6年以上20年以下の懲役 (240条前段)	○強盗-傷害:0～1年5月以上15年以下の拘禁刑, 後遺症を伴う傷害:10月～1年7月以上15年以下の拘禁刑（530条） ○武器使用等強盗-傷害:無期拘禁刑又は有期拘禁刑（1年9月～2年11月以上） —重傷害:無期拘禁刑又は有期拘禁刑（2年以上15年以下の拘禁刑）（529条）	○第二級強盗罪（被害者に傷害を負わせた場合等）-3年6月以上15年以下の拘禁刑（160.10条） ○第一級強盗罪（被害者に重傷害を負わせた場合等）-5年以上25年以下の拘禁刑（160.15条） (参考) ○暴行罪-6月以下の拘禁刑, 1000ドル以下の罰金（241条(a)）	○3年, 4年又は6年の拘禁刑（住居侵入強盗等）213条(1)(B) ○2年, 3年又は5年の拘禁刑（上記以外の強盗）213条(2) (参考) ○暴行罪-6月以下の拘禁刑, 1000ドル以下の罰金（241条(a)）	○強盗罪-終身刑が最高刑（Theft Act1968:8条） ※SG-傷害:2年以上7年以下の拘禁刑, 重傷害:7年以上12年以下の拘禁刑	○強盗致傷（8日以下の完全労働不能）-7年以下の拘禁刑及び10万ユーロ以下の罰金（311-5条） ○強盗致傷（8日を超える完全労働不能）-10年以下の拘禁刑及び15万ユーロ以下の罰金（311-6条） ○強盗致傷重傷害（永続的な身体障害）-10年以上15年の懲役刑及び15万ユーロ以下の罰金（311-7条）	○重強盗罪-3年以上15年以下の自由刑（250条1項-重い健康障害の危険にさらしたとき）	○強盗傷害・致傷-無期又は7年以上の30年以下の懲役（337条）

諸外国の性犯罪及び強盗罪等の法定刑に関する資料

罪名	日本（刑法）	米国（州法）			イギリス (Sexual Offences Act 2003) (注4, 5)	フランス（刑法）	ドイツ（刑法）	韓国（刑法）
		ミシガン州（刑法） (注1)	ニューヨーク州（刑法）	カリフォルニア州（刑法）				
強姦致死	無期又は5年以上20年以下の懲役 (181条第2項)	○第一級性犯罪（強制又は抑圧を用いた性的挿入で、被害者に身体傷害を負わせた（死亡させた）場合）－無期拘禁刑又は有期拘禁刑（9年～12年以上） (520b条(2)(a))	○第二級殺人罪（第一級強姦罪、第一級犯罪的性的行為罪又は加重性的虐待罪の遂行過程等における致死）－15年～25年以上無期の拘禁刑 (注3) (125.25条)	○第一級殺人罪（威力、暴行等による性交、肛門性交、口淫、異物挿入等の遂行過程等における致死）－死刑、終身刑、無期拘禁刑又は25年以上の有期拘禁刑（189条、190条(a)）	○レイプ－終身刑が最高刑（1条） ※SG－4年以上19年以下の拘禁刑 (参考) ○その他殺人罪（Manslaughter）－終身刑が最高刑（Offences Against Persons Act1861:5条）	○強姦致死罪－10年以上30年以下の拘禁刑（222-25条）	○強姦致死罪－無期自由刑又は10年以上15年以下の自由刑（178条）	○強姦致死－無期又は10年以上30年以下の懲役（301条の2後段）
強盗致死	死刑又は無期懲役 (240条後段)	○強盗－2年5月～4年9月以上15年以下の拘禁刑（530条） ○武器使用等強盗－無期拘禁刑又は有期拘禁刑（9年～12年以上）（529条）	○第二級殺人罪（強盗の遂行過程等における致死）－15年～25年以上無期の拘禁刑（125.25条）	○第一級殺人罪（強盗の遂行過程等における致死）－死刑、終身刑、無期拘禁刑又は25年以上の有期拘禁刑（189条、190条(a)）	○強盗罪－終身刑が最高刑（Theft Act1968:8条） ※SG－7年以上12年以下の拘禁刑 (参考) ○その他殺人（Manslaughter）－終身刑が最高刑（Offences Against Persons Act1861:5条）	○強盗致死罪－無期拘禁刑及び15万ユーロの罰金（311-10条1項）	○強盗致死罪－無期自由刑又は10年以上15年以下の自由刑（251条）	○強盗致死－無期又は10年以上30年以下の懲役（338条後段）
強姦・殺人	死刑若しくは無期又は5年以上20年以下の懲役 (181条第2項、199条の観念的競合の場合)	○第一級殺人罪（強姦等遂行過程における殺人）－終身刑（316条(a)(b)）	○第一級殺人罪（第一級強姦罪や第一級犯罪的性的行為罪の遂行過程等における殺人）－15年～25年以上無期の拘禁刑（125.27条）	○第一級殺人罪（威力、暴行等による性交、肛門性交、口淫、異物挿入等の遂行過程等における殺人）－死刑、終身刑、無期拘禁刑又は25年以上の有期拘禁刑（189条、190条(a)）	○殺人罪－終身刑が最高刑（Murder Act1965:1条） ※標準刑－30年（性的行為を伴う殺人）	○重罪に伴う故殺罪－無期拘禁刑（221-2条）	○強姦致死罪－無期自由刑又は10年以上15年以下の自由刑（178条） (参考) ○謀殺罪－無期自由刑（211条）	○強姦等殺人－死刑又は無期懲役（301条の2前段）
強盗殺人	死刑又は無期懲役 (240条後段)	○第一級殺人罪（強盗等遂行過程における殺人）－終身刑（316条(a)(b)）	○第一級殺人罪（強盗の遂行過程等における殺人）－15年～25年以上無期の拘禁刑（125.27条）	○第一級殺人罪（強盗の遂行過程等における殺人）－死刑、終身刑、無期拘禁刑又は25年以上の有期拘禁刑（189条、190条(a)）	○殺人罪－終身刑が最高刑（Murder Act1965:1条） ※標準刑－30年（強盗を伴う殺人）	○重罪に伴う故殺罪－無期拘禁刑（221-2条）	○強盗致死罪－無期自由刑又は10年以上15年以下の自由刑（251条） (参考) ○謀殺罪－無期自由刑（211条）	○強盗殺人－死刑又は無期懲役（338条前段）
強制わいせつ	6月以上10年以下の懲役 (176条)	○第四級性犯罪（強制又は抑圧等を用いた性的接触）－0月～3月以上2年以下の拘禁刑若しくは500ドル以下の罰金又は併科（520e条(2)） ○第二級性犯罪（銃器を装備していた場合における性的接触等）－0月～11月以上15年以下の拘禁刑（520c条(2)(a)）	○第一級性的虐待罪（強制的強要等により服従させて行う性的接触）－2年以上7年以下の拘禁刑（130.65条） ○強制的接触罪－1年以下の拘禁刑（130.52条）	○1年以下の郡刑務所における拘禁刑等又は2年、3年又は4年の州刑務所における拘禁刑等（抑圧した被害者等に対する性的接触）（243.4条(a)等） ○6月以下の郡刑務所における拘禁刑等（上記以外の被害者に対する性的接触）（243.4条(e)）	○性的暴行罪（3条） ・略式起訴－1年以下の拘禁刑若しくは法定上限額以下の罰金又は併科 ・正式起訴－10年以下の拘禁刑 ※SG-社会奉仕命令以上7年以下	○性的攻撃罪－5年以下の拘禁刑及び7万5000ユーロ以下の罰金（222-27条）	○性的強要罪－1年以上15年以下の自由刑（177条1項）	○強制わいせつ－1月以上10年以下の懲役等（298条）
強制わいせつ致傷（傷害に故意ある場合を含む）	無期又は3年以上20年以下の懲役 (181条1項)	○第二級性犯罪（強制又は抑圧を用いた性的接触で、被害者に身体傷害を負わせた場合）－傷害:0月～1年5月以上15年以下の拘禁刑、後遺症を伴う傷害:10月～1年7月以上15年以下の拘禁刑（520c条）	○第一級性的虐待罪（強制的強要等により服従させて行う性的接触）－2年以上7年以下の拘禁刑（130.65条） ○強制的接触罪－1年以下の拘禁刑（130.52条） (参考) ○第一級暴行罪（重罪遂行過程における重傷害）－5年以上25年以下の拘禁刑（120.10条）	○1年以下の郡刑務所における拘禁刑等又は2年、3年又は4年の州刑務所における拘禁刑等（抑圧した被害者等に対する性的接触）（243.4条(a)等） ○6月以下の郡刑務所における拘禁刑等（上記以外の被害者に対する性的接触）（243.4条(e)） (参考) ○暴行罪－6月以下の拘禁刑、1000ドル以下の罰金（241条(a)）	○性的暴行罪（3条） ・正式起訴－10年以下の拘禁刑 ※SG-重傷害:2年以上4年以下の拘禁刑	○加重的性的攻撃罪－7年以下の拘禁刑及び7万5000ユーロ以下の罰金（222-28条1号）	○性的強要罪－3年以上15年以下の自由刑（177条3項3号-重い健康障害の危険にさらしたとき）	○強制わいせつ等傷害・致傷－無期又は5年以上30年以下の懲役（301条）

諸外国の性犯罪及び強盗罪等の法定刑に関する資料

罪名	日本（刑法）	米国（州法）			イギリス (Sexual Offences Act 2003) (注4, 5)	フランス（刑法）	ドイツ（刑法）	韓国（刑法）
		ミシガン州（刑法） (注1)	ニューヨーク州（刑法）	カリフォルニア州（刑法）				
強制わいせつ致死	無期又は3年以上20年以下の懲役 (181条1項)	○第二級性犯罪（強制又は抑圧を用いた性的接触で、被害者に身体傷害を負わせた（死亡させた）場合）→2年5月～4年9月以上15年以下の拘禁刑	○第二級殺人罪（第一級性的虐待罪の遂行過程等における致死）→15年～25年以上無期の拘禁刑 (125.25条)	○1年以下の郡刑務所における拘禁刑等又は2年、3年又は4年の州刑務所における拘禁刑等（抑圧した被害者等に対する性的接触） (243.4条(a)等) ○6月以下の郡刑務所における拘禁刑等（上記以外の被害者に対する性的接触） (243.4条(e)) ○第二級殺人罪—無期拘禁刑又は15年以上の有期拘禁刑 (189条, 190条(a))	○性的暴行罪（3条） ・正式起訴—10年以下の拘禁刑 ※SG—2年以上4年以下の拘禁刑 (参考) ○その他殺人罪 (Manslaughter)—終身刑が最高刑 (Offences Against Persons Act1861:5条)	○性的攻撃罪—5年以下の拘禁刑及び7万5000ユーロ以下の罰金 (222-27条) ○「死を引き起こす暴行」—10年以上15年以下の拘禁刑 (222-7条)	○性的強要致死罪—無期自由刑又は10年以上15年以下の自由刑 (178条)	○強制わいせつ等致死—無期又は10年以上30年以下の懲役 (301条の2後段)
強制わいせつ・殺人	死刑若しくは無期又は5年以上20年以下の懲役 (181条1項, 199条の観念的競合の場合)	○第一級殺人罪（第二級性犯罪等遂行過程における殺人）—終身刑 (316条(a)(b))	○第一級殺人罪（第一級性的虐待罪の遂行過程等における殺人）→15年～25年以上無期の拘禁刑 (125.27条)	○1年以下の郡刑務所における拘禁刑等又は2年、3年又は4年の州刑務所における拘禁刑等（抑圧した被害者等に対する性的接触） (243.4条(a)等) ○6月以下の郡刑務所における拘禁刑等（上記以外の被害者に対する性的接触） (243.4条(e)) ○第二級殺人罪—無期拘禁刑又は15年以上の有期拘禁刑 (189条, 190条(a))	○性的暴行罪（3条） ・正式起訴—10年以下の拘禁刑 ○殺人罪—終身刑が最高刑 (Murder Act1965:1条) ※標準刑—30年（性的行為を伴う殺人）	○性的攻撃罪—5年以下の拘禁刑及び7万5000ユーロ以下の罰金 (222-27条) ○故殺罪—10年以上30年以下の拘禁刑 (221-1条)	○性的強要致死罪—無期自由刑又は10年以上15年以下の自由刑 (178条) (参考) ○謀殺罪—無期自由刑 (211条)	○強制わいせつ等殺人—死刑又は無期懲役 (301条の2前段)

(注1)
ミシガン州刑法における「拘禁刑」は不定期刑であり、裁判所は刑の下限と上限を言い渡す。下限は、同刑法の量刑ガイドラインに関する規定に基づいてその幅が決められ、その幅の範囲内で裁判所が決定する（なお、表中の下限の幅は、量刑ガイドライン上考え得る最も低いものを示したものである。）。上限は、法定されている場合にはその法定刑による。上限が法定されていない「有期拘禁刑」の場合、上限は無制約であり、裁判所が裁量で決定する。

(注2)
第130.95条に規定する捕食的性的暴行罪は、不定期刑である。

(注3)
第一級殺人罪及び第二級殺人罪は、いずれも不定期刑である。

(注4)
表中の「SG」とは、2003年刑事司法法に基づき設置された量刑ガイドライン委員会作成の「量刑ガイドライン」を意味する（なお、表中の幅は、量刑ガイドライン上考え得る最下限と最上限を示したものである。）。

(注5)
表中の「標準刑」とは、2003年刑事司法法附則第21条に規定される、科すべき刑を決める際の標準となる刑を意味する。

(注6)
強盗罪に係る量刑ガイドラインは、住居における暴力的な強盗や事前準備に基づく職業的態様の強盗を対象としていない。